

吉川市こども発達センター給食搬入特区

都道府県名：	埼玉県	
申請主体名：	吉川市	
区域の範囲：	吉川市の全域	
特区の概要：	<p>児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じる。そこで本特例措置を活用した給食の外部搬入により、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行し、地域の中心的な療育施設として、市内の要配慮児童やその家族、要配慮児童を取り巻く関係機関等の相談や助言を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実を図っていく。</p> <p>今回、搬出元を変更するため、特区計画を変更する。</p>	
適用される規制の特例措置：	939：児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



給食の様子



療育活動の様子